

第 4844 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2013年)平成25年 10月30日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 嫡出に関する規定の違憲決定に伴う措置(その2)

**Q**：先ごろ、嫡出に関する規定が違憲だとする最高裁の判決が出て、9月4日以前か後かによって取扱いが変わるそうですが、9月4日以前に確定していた相続税額が変わるような場合はどのようになりますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

国税庁は、嫡出でない子の相続分は嫡出である子の相続分の2分の1とする民法第900条第4号ただし書前段(嫡出に関する規定)が違憲であるとする平成25年9月4日の最高裁の決定を受けて、平成25年9月5日以後の申告又は処分については、この規定がないものとして相続税額を計算することとしました。

また、平成25年9月4日以前に相続税額が確定しているものについて異動がある場合は、次のように取り扱うこととしています。

#### ① 更正の請求又は修正申告の場合

平成9月5日以後に、相続人が、財産の申告漏れ、評価誤りなどの理由、その他相続税で定める事由により、更正の請求書(更正の申出書を含む)もしくは修正申告書を提出する場合には、嫡出に関する規定がないものとして更正の請求又は修正申告に係る相続税額を計算します。

#### ② 更正又は決定の場合

平成25年9月5日以後に、税務署長が、財産の申告漏れ、評価誤りなどの理由により、更正又は決定を行うときには、上記①と同様、嫡出に関する規定がないものとして相続税額を計算します。

